

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部中「月額7,000円以内で、農林水産省が定める算式に基づき算出した額」を「月額6,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。